

## 預託牛の不受胎補償について

家畜共同育成場（畜産協会）では、預託牛が『不受胎退牧』した場合、対象牛の預託料総額の1 / 2相当額を不受胎補償金として、預託者（オーナー様）にお支払いします。

### 繁殖管理の流れと補償対象

人工授精の開始（概ね13か月齢から）

↓  
人工授精1回目

↓  
人工授精2回目 → 未受胎 → オーナーの希望で退牧：補償対象外

↓  
人工授精3回目 → 未受胎 → オーナーの希望で退牧：補償対象外

↓  
マキ牛交配 → ①未受胎 → **オーナーと協議し退牧【不受胎退牧】**

②受胎牛 → 放牧場で流産 → **オーナーと協議し退牧【不受胎退牧】**

③受胎牛 → 退牧2週間以内で流産 → **獣医師の診断書で確認【不受胎退牧】**

③受胎牛 → 退牧後空胎判明 → **獣医師の診断書で確認【不受胎退牧】**

### 不受胎補償の対象

### 不受胎補償金

補償対象牛1頭について、次式で計算した額を協会から支払います。

$$\text{補償額} = \text{対象牛の支払済み預託料総額} \div 2$$

### 参考：種付け期間の延長

不受胎牛は、原則、すみやかに退牧させますが、オーナーの希望や牛の状態によって種付け期間を最大27か月齢まで延長することができます。詳しくは牧場にお問い合わせください。

ご意見・ご質問は下記にお問い合わせください。

（公社）静岡県畜産協会 TEL054-274-0210

家畜共同育成場天城牧場 TEL0558-85-1172